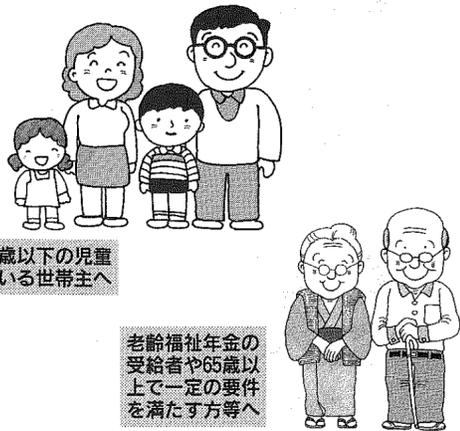




まちの経済に元気を



15歳以下の児童がいる世帯主へ

老齢福祉年金の受給者や65歳以上で一定の要件を満たす方等へ

対象者のほとんどの皆さんには、平成11年2月28日から「地域振興券」を配達記録郵便で直接郵送します。申請していただく必要はありません。(地域振興券がお手元に届くまで、10日間程度かかる場合がありますので、しばらくお待ちください)

地域振興券を郵送します

対象者のほとんどの皆さんには

2月28日から郵送交付を始めます

地域振興券

平成11年1月1日現在、生活保護を受けている方及び社会福祉施設に措置入所されている方。

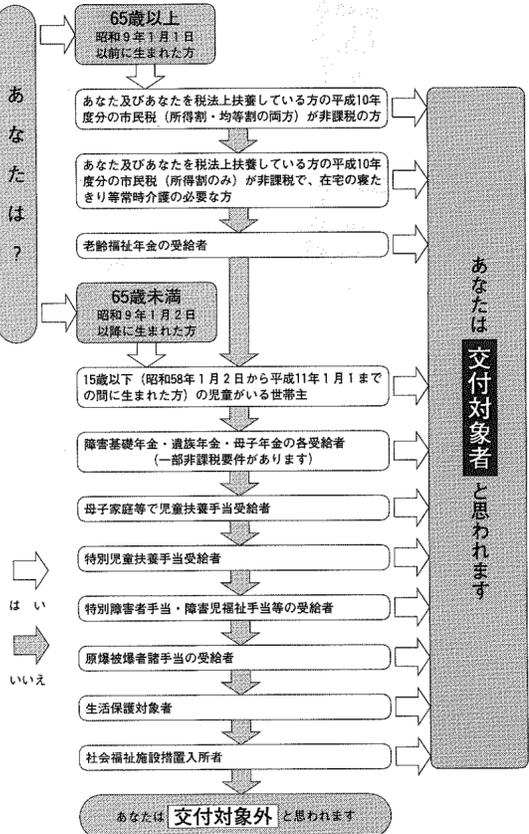
対象者と思われる皆さんには 交付申請書を郵送します

次の要件に該当する方で、地域振興券の交付対象者であろうと思われる方については、「地域振興券交付申請書」を郵送します。3月1日以降、市役所1階に設けます特設窓口で交付申請手続きをしてください。(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで受け付けます)

平成10年度臨時福祉特別給付金の交付を受けた方。 ※地域振興券の交付対象要件は、臨時福祉特別給付金交付対象者の要件と同じ(基準日を除く)であり、平成10年度に臨時福祉特別給付金の交付を受けた方は、既に市において地域振興券の交付対象者であることが確認されているため

お確かめください

地域振興券交付対象者早見表



3月1日以降に転出される方へ

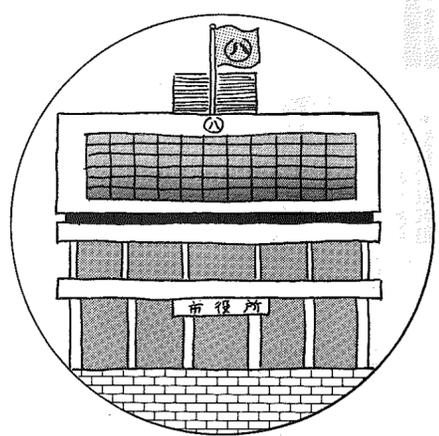
平成11年3月1日以降に八幡市から他の市町村に転出される場合、転出先の市町村では地域振興券の交付を受けることができません。本市で交付を受け、本市内の地域振興券取扱店で使用してください。(転出先の市町村では使用することができませんので、ご注意ください)

視覚障害をお持ちの方へ

市では、視覚に障害をお持ちの地域振興券の交付対象者の皆さんに対して、地域振興券を間違いなく使用していただくために点字等の識別表示を行います。必要な方は、市役所1階・地域福祉課(電話983-1111)へご相談ください。

●問い合わせ●
地域振興券推進本部
地域活性化推進室内 ☎983-1111

市役所



郵便局



対象者宅



地域振興券の配達時に「ご不在」の場合

1週間を過ぎると、それ以降は、地域振興券推進本部(市役所2階・地域活性化推進室内)で8月31日までお預かりします。取りに来られる際は、「ハンコ」と「身分証明書(健康保険証、運転免許証等)」を持参してください。時間は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時までです。

山城八幡郵便局でお預かりするのは1週間です。取りに来られる際は、「郵便物預かりのお知らせ」のハガキと「ハンコ」、「身分証明書(健康保険証、運転免許証等)」を持参してください。山城八幡郵便局で郵便物の受け取りできる時間は、平日・土曜日は午前8時～午後8時、日曜日・祝日は午前9時～午後2時までです。

郵便配達員が地域振興券をお宅に配達します。ご不在の場合は、郵便受けに「郵便物お預かりのお知らせ」のハガキを投函し山城八幡郵便局に持ち帰り保管されます。

このマークのある
お店で使えます。

八幡市
地域振興券
取扱店

使用期間 / 平成11年3月1日~8月31日

8月31日を過ぎると使用できません

八幡市外のお店では使用できません

次のようなものには
使用できません

◆電気・ガス料金◆電話料金◆NHK受信料◆水道料金◆宝くじ◆出資や債務の支払い◆有価証券の購入◆商品券やプリペイドカードの購入(ビール券・テレホンカード・オレシカカード・ハイウェイカード・パチンコ店のプリペイドカード等)◆切手・印紙の購入◆保険料◆税金や公共施設使用料等◆国や府、市への支払い等に関すること

地域振興券を取扱うには事前の業者登録が必要です

地域振興券

取扱業者を募集

市では、地域振興券取扱事業所として登録される商店等を次のとおり募集しています。

- ◆登録対象業種
 - ①小売業、飲食店
 - ②洗濯・理容業、旅館業、医療業、その他のサービス業
 - ③運輸・通信業(旅行業含む)
 - ④通信販売業
- ◆登録受付場所

市役所2階・商工観光課(土曜・日曜・祝日を除く、午前9時~正午まで、午後1時~午後5時まで受け付けを行います)
- ◆登録時持参物

振込口座を確認できるもの(取引銀行の通帳など)・印鑑

八幡市商工会の会員の方には
商工会から案内があります

●● 地域振興券の換金 ●●

- 地域振興券を取得した事業者は、市が指定する金融機関等(郵便局は除く)に振興券を持参し、登録証明書及び換金申出書を添えて、換金を申し出てください
- 換金にかかる振込日は毎月5日と20日(金融機関の休業日の場合はその翌日)とし、各振込日の15日前までに指定金融機関が受け付けた振興券を対象に、当該特定事業者の指定口座へ振り込みます
- 換金の申し出の期間は、3月1日から11月30日までです

業者登録に関する問い合わせ
商工観光課
☎983・1111

お詫びと訂正

広報やわた2月号に掲載しました、上下水道がこわれた場合の土・日・祝日及び夜間連絡先の記載につきまして美濃山浄水場の電

話番号に誤りがありました。正しくは「981・3255」です。ご迷惑お掛けしましたことお詫びして訂正いたします。